

平成22年5月15日

No.246

畜産会 経営情報

主な記事

- ① 畜産学習室
日本標準飼料成分表2009年版における改訂の概要 安藤 幹男
- ② 行政の窓
新たな食料・農業・農村基本計画の策定について 農林水産省大臣官房政策課
- ③ (独)農畜産業振興機構からのお知らせ
新マルキン事業がスタートします！
- ④ お知らせ
農林水産省による口蹄疫発生に伴う関連対策
農場への口蹄疫の侵入を防ぐために
- ⑤ あいであ&アイデア
粘着シートを利用したボックストラップによるアブの捕虫効果 寺田 裕
- ⑥ 牛肉・豚肉、子牛市況

社団法人 中央畜産会

〒101-0021 東京都千代田区外神田2丁目16番2号
第2ディーアイシービル9階
TEL 03-6206-0846 FAX 03-5289-0890
URL <http://jlia.lin.gr.jp/cali/manage/>
E-mail jlia@jlia.jp

畜産学習室

日本標準飼料成分表2009年版における改訂の概要

安藤 幹男

はじめに

家畜・家禽を合理的に飼養するうえで、給与する飼料の成分含量および栄養価を把握することは最も重要なことです。また、“飼料の安全性の確保および品質の改善に関する法律”（略称：飼料安全法）のもと、市販の配合飼料には可消化養分総量（TDN）〔養鶏用配合飼料では代謝エネルギー（ME）〕の表示が義務づけられ、その値には日本標準飼料成分表の値が基礎数値として採用されています。このように日本標準飼料成分表は、重要な役割を果たし、その務めを負っています。しかも、畜産を取り巻く状況は次第に変化してお

り、飼養管理技術、飼料評価手法の進展に合わせ、新規飼料の掲載や成分値等を常に見直す必要があります。

わが国においても古くから飼料成分表をとりまとめることは行われてきましたが、現在の形の日本標準飼料成分表は1975年版が最初です。表1にその後の各版の特徴的事項を抜粋して示しました。基本線は1975年版において作られて、以来踏襲され、微調整と拡充、充実が行われてきました。抜本的な改善も必要な時期にさしかかっているのではないかという思いも強いですが、今回改訂した2009年版についてもそのような経緯を踏まえた延長線上にあります。改訂作業は、(独)農業・食品産業技術総合研究機構の設置した家畜飼養

(表1) 日本標準飼料成分表各版(1975~2001年版)の特徴・経過

1975年版	<ul style="list-style-type: none"> ● 飼料としては単体の飼料を対象とし、原則として混・配合飼料は対象としない。 ● わが国で現在使用されているものを可能な範囲で収集収録する。 ● 作製する成分表は、表Ⅰ:組成および栄養価、表Ⅱ:無機物、表Ⅲ:アミノ酸、表Ⅳ:ビタミンとする。表Ⅰについては、牛、豚、鶏用に分けて示す。 ● 本飼料成分表に示す値は、代表的な値を示すように十分な検討を加える。 ● 収集データは、一般飼料成分分析値約15,000点、消化率測定値約1,200点。
1980年版	<ul style="list-style-type: none"> ● 市販の配合飼料にはDCPとTDN(養鶏用配合飼料ではME)の表示が義務づけられ、それらの値には日本標準飼料成分表の値が使われることとなった。 ● 鶏用飼料のエネルギー価については、ME表示とし、MEの実測値のない飼料については、計算式より算出した。鶏のDCPとTDNは別表とした。 ● 新たに収集されたデータは約6,000点。 ● 混播牧草は別表とした。
1987年版	<ul style="list-style-type: none"> ● 飼料成分データベースを構築し、これを利用して編集。 ● 自給飼料はデータの蓄積のあるものはできるだけ広く掲載したが、流通・濃厚飼料等については十分なデータのあるものについてのみ新たに掲載することとした。 ● 解説部分を充実し、分析法、消化試験法等を付属資料とし、索引は50音順とした。 ● 酸性デタージェント繊維(ADF)を表示成分とした。非フィチンリン、リノール酸およびキサントフィルを別表で示した。
1995年版	<ul style="list-style-type: none"> ● 牛用飼料の栄養価にMEの値を示した。 ● 中性デタージェント繊維(NDF)を示し、ADF、粗繊維との併記とした。 ● 糖・デンプン・有機酸類(NCWE)の含量および豚・鶏の飼料についてアミノ酸有効率を別表に示した。 ● セレン(Se)については、従来、無機物の表中にあったが、別表とした。 ● 表Ⅰは、成分含量・消化率と栄養価の二つに分け表示。飼料名の英文を表示。
2001年版	<ul style="list-style-type: none"> ● 輸入乾草について草種別にその成分組成、消化率および栄養価を示した。 ● 可消化粗蛋白質(DCP)の表示を取りやめることとした。 ● 飼料のアミノ酸についてのデータの充実を図るとともに、反芻家畜における飼料蛋白質の各画分を別表で示した。酵素法による繊維画分を別表で示した。 ● 表Ⅰは、組成、消化率、栄養価を牛と豚・鶏に分けた上で表示した。一般成分値は乾物中の値も示した。また、飼料成分表をCD-ROMに収録した。

標準等検討委員会、そのもとに設けられた飼料成分表部会、さらにそのもとに濃厚飼料と粗飼料の作業部会を設置するという体制で、多くの関係者の協力を得て行われました。

以下、2009年版の改訂実務を担当した者として、その概要を紹介して、畜産業にかかわる皆様のご参考といたします。

問題点、 要望事項等の把握

問題点、要望事項等について把握するために、1回目は広く、2回目は関係者にアンケート調査を行いました。それとともに机上

作業として、現行飼料成分表の解明、解析を図りました。これらを基に、改訂の基本方針、作業方針を作成しました。

データが基本

改訂の基本はデータであり、データの伴わない理論、観念のみでは作表あるいは数値変更は困難です。飼料成分、栄養価の調査データについて可能な限りの収集を図りましたが、振り返って、広く収集できたかどうか、飼料名のみでは明細の分からない飼料も多いなど、反省、問題点を感じます。水分(105

℃法)、粗蛋白質(燃焼法)、粗脂肪(酸分解法)等の分析方法をデータ収集段階で明記してもらう必要があるし、飼料規格、製法、出所、添加物、産地等の明細についても可能な限り明らかにしてもらう必要があります。また、計画的・継続的収集と蓄積、継承、計画的な実測も行う必要があります。

データ整理・集計方法については、作業を行う中での試行錯誤もありましたが、基本的には成分値の集計は乾物中の値(アミノ酸では粗蛋白質中の値)で行い、原物中などの値は換算としました。

配合飼料の主原料であるトウモロコシ(穀実)について、1975年版以来の成分表数値の推移を表2に示しました。飼料配合時などにおいて原物中の値を使うことは当然ですが、数値比較などにおいては乾物中での値が重要です。また、水分は本質的な成分変化ではありませんが、他のすべての成分値、栄養価に

影響を与えますので、おろそかにできません。近年のトウモロコシ成分値データでは、粗蛋白質(CP)の低下と水分の上昇が明らかであり、表2の通りデータに基づいて改訂しました。エネルギー価(TDN、ME)については、近年データが少なく、豚、鶏で実測を行い、既報のデータと合わせ検討し、改訂しました。牛についても既報のデータを検討、改訂しました。

エネルギー価とともに重要なアミノ酸について、収集データのほか、配合飼料主要原料のデータの不足する飼料について測定を行って、改訂しました。

可能な限りの見直し

一般成分(4成分)から総エネルギー(GE)を推定する式を、新たなデータを加え再計算して作り直しました。鶏ME推定式につ

(表2) 日本標準飼料成分表におけるトウモロコシ(穀実)の一般成分、エネルギー価の推移

成分表版	水分 (%)	粗蛋白質 (%)	粗脂肪 (%)	NFE (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	牛TDN (%)	豚TDN (%)	鶏ME (Mcal/kg)
－原物中－									
1975年版	13.5	9.0	4.0	70.1	2.0	1.4	79.6	80.7	3.19
1980年版	13.4	8.9	4.0	70.2	2.1	1.4	79.7	80.8	3.27
1987年版	13.5	8.8	3.9	70.7	1.9	1.2	79.9	80.7	3.27
1995年版	13.5	8.8	3.9	70.7	1.9	1.2	79.9	80.7	3.27
2001年版	13.5	8.0	3.8	71.7	1.7	1.3	79.9	81.0	3.27
2009年版	14.5	7.6	3.8	71.3	1.7	1.2	80.0	80.8	3.28
－乾物中－									
1975年版		(10.4)	(4.6)	(81.0)	(2.3)	(1.6)	92.0	93.3	3.69
1980年版		(10.3)	(4.6)	(81.1)	(2.4)	(1.6)	92.0	93.3	3.78
1987年版		(10.2)	(4.5)	(81.7)	(2.2)	(1.4)	92.3	93.2	3.78
1995年版		(10.2)	(4.5)	(81.7)	(2.2)	(1.4)	92.3	93.2	3.78
2001年版		9.2	4.4	82.9	2.0	1.5	92.3	93.7	3.78
2009年版		8.8	4.4	83.4	2.0	1.4	93.6	94.5	3.83

注：() 内の数値は、原物中値からの換算による。

いても再検討し、確認しました。今回改訂に向けて収集したデータばかりでなく、前回収集データ、かつて構築していた飼料成分データベースのデータも整理・検討した上で、改訂案を作成し、また、TDNなど計算による掲載数値は、すべてを再計算しました。

飼料を表示する名称およびその分類についても見直しを行いました。また、表間で同一の飼料およびその細区分であることが分かるように、表全体で統一した飼料番号を付けて表示しました。一方、今まで掲載されていた国際飼料番号 (IFN) についてチェックを行いました。信頼できる番号であるかどうか確認が取れない状況であり、掲載しないこととしました。

より多くの情報を公開、 より利用しやすく

データ数および無機物とアミノ酸の標準偏差、その他についても、数値のあるものについてはCD-ROMにおいて公開することとしました。必ずしも飼料成分表の利用者は、従来の飼料名や備考欄記述でどのような飼料であるか理解できる専門家ばかりではないと考え、備考欄に可能な限り分かりやすい記述を付しました。また、「回帰式等による栄養価算定」、「食品残さの飼料化」、「放牧草の成分・栄養価」、「エネルギー作物利用と飼料成分表」について、新たな解説を記述しました。

また、参考文献を全面的に見直すとともに、索引、CD-ROM等も、利用に当たって便利なように配慮しました。

その他主要改訂事項

(1) 飼料イネ

飼料イネについて、従来のイネとは別にイネ (飼料用品種) として、一般成分、消化率、TDN (サイレージについて)、 β -カロテン、 α -トコフェロール、OCW、Ob、無機物を掲載しました。掲載数値は今までのデータの集約であり、今後、飼料用としてのイネ栽培がさらに普及、定着すれば、品種、栽培条件等による区別の数値表示も必要になると考えられます。

(2) 食品残さ

食品製造副産物は従来より製造粕類として飼料成分表に取り上げられているものも多いですが、量的に少ないもの、各種のものが混じり合い成分が変動しやすいもの、製造・流通・販売での廃棄物など、きめ細かく対応すれば飼料として有効利用できる資源は多数あります。そこでさらに有効利用を推し進めるために、ご飯類、麺類、そう菜、茶粕、焼酎粕などの飼料成分を新たな別表として取りまとめました。

(3) 放牧草

放牧牛が採食している草の成分・栄養価は、刈り取り給与が前提の生草や混播牧草のそれとは異なることが指摘されています。実際に牛が採食している草の成分を把握することには困難が伴いますが、現状での調査データを取りまとめ、一般成分、繊維成分、牛あるいは人工消化試験法による栄養価を別表と

しました。

(4) セレン

飼料、特に牧草、飼料作物のセレン含量は、その生育した土壌のセレン含量に大きく支配され、極めて変動が大きく、わが国の土壌は低セレンとされますが、世界的に見ればさらに低い地域もあれば、極めて高い地域もあります。そのような背景の下に、新たなデータを追加して集計し直し、他とは異なる集計区分、表示項目で作表しました。

(5) 乳製品粗蛋白質含量

分析した窒素 (N) 含量からCP含量を求める際の換算係数について、今まですべての飼料に6.25を用いていましたが、国際的な取引の現状等から、牛乳由来飼料に限り6.38を用いることとしました。

(6) 輸入乾草

アルファルファヘイキューブ、アルファルファミール (デハイ)、スーダングラス、エンバク、チモシー、カラードギニアグラスについて、新たなデータを基に成分値を改訂しました。チモシーについては、粗繊維 (CF) 含量を指標とした品質別の3区分で成分値、栄養価を示しました。

(7) 飼料蛋白質の分解パラメーター、混播牧草の組成、栄養価

反すう家畜における飼料蛋白質の分解特性を、動的な分解パラメーターとして示しましたが、これは乳牛飼養標準 (2006) に掲載の表を編集したものであり、また、混播牧草の組成、栄養価は過去の飼料成分表データを編集したものです。

(8) 暫定値申請・承認の飼料

農業資材審議会飼料分科会家畜栄養部会で承認された飼料については、その暫定値を掲載しました。当該飼料について新たなデータが収集できたものについては、そのデータと暫定値申請時のデータとを合わせ集計して掲載しました。

(9) 動物由来蛋白質飼料

2001年の牛海綿状脳症 (BSE) 発生確認以降、反すう家畜由来の原料を含む従来のミートミール (肉粉)、ミートボーンミール (肉骨粉) は牛、豚、鶏を問わず使用禁止になっており掲載しないこととしました。

また、魚粉およびフィッシュソリュブルについて牛における消化率、栄養価も非掲載としました。なお、本飼料成分表の使用に当たっては、BSE関連の飼料ばかりでなく、掲載するその他の飼料についても法令等による規制があるものもあり、注意をお願いします。

おわりに

本飼料成分表はデータ提供、整理、数値検討等に多くの方々がかかわったものであり、関係者皆様に御礼申し上げるとともに、広く皆様のご活用をお願いする次第です。もし、不備な点等お気づきのことがあればお知らせいただきますようお願いいたします。

(筆者：(独)農研機構畜産草地研究所畜産研究支援センター専門員)

行政の窓

新たな食料・農業・農村基本計画の策定について

農林水産省大臣官房政策課

はじめに

食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という）は、平成11年に制定された食料・農業・農村基本法（以下「基本法」という）に基づき、今後10年程度を見通して政府が策定する農政の基本指針であり、おおむね5年ごとに見直すこととされています。

平成22年3月30日に閣議決定された新たな基本計画は、平成12年3月に最初の基本計画が策定されてから3回目を数えます。

本稿では、基本計画のポイントを概説いたしますが、基本計画の詳細およびこれまでの審議経過は、すべて農林水産省ホームページ (http://www.maff.go.jp/j/keikaku/k_aratana/index.html) に掲載しておりますのでご参照ください。

新たな基本計画の内容

基本計画は、基本法に基づき、施策についての基本的な方針、食料自給率の目標、総合的かつ計画的に講ずべき施策、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項が定められています。以下に、新たな基本計画の

ポイントについて紹介します。

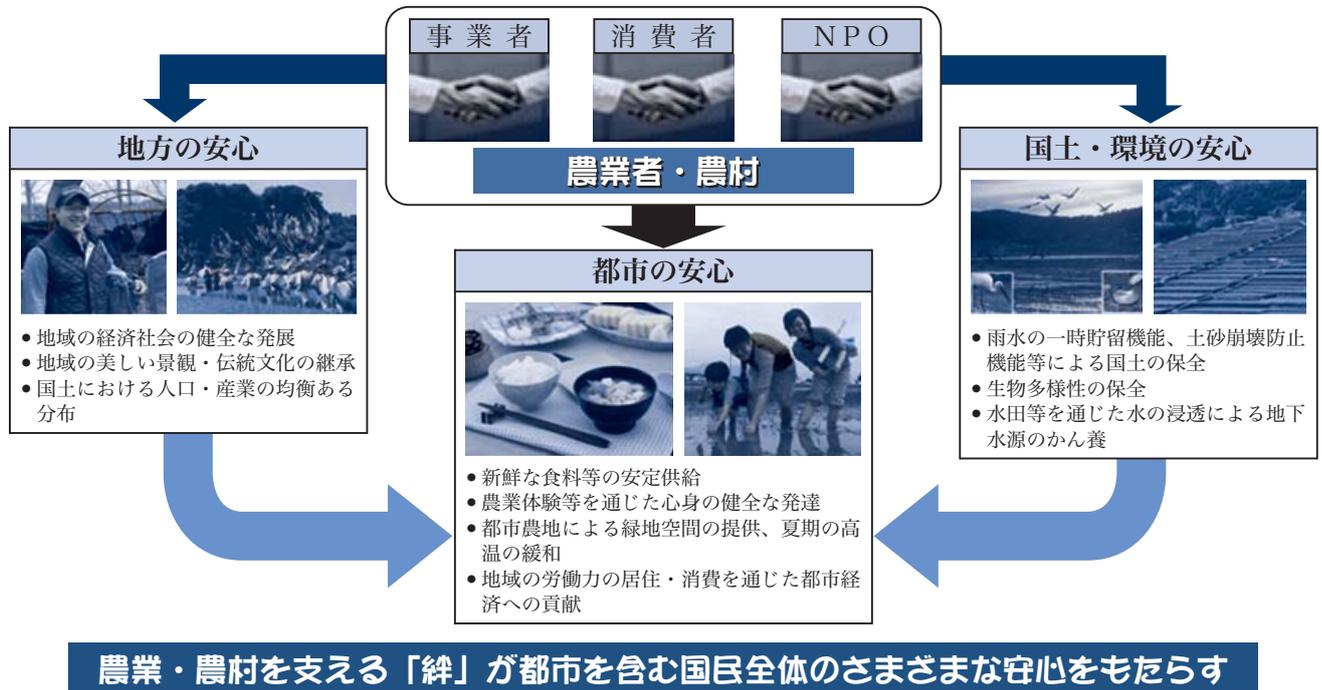
(1) まえがき

「まえがき」には、基本計画全般の考え方を記載するとともに、国民に向けたメッセージが込められています。

まず、基本法制定から10年が経過し、これまでの基本計画に基づいたさまざまな取り組みによる成果に触れつつも、農業・農村は、総じて農業所得の大幅な減少、担い手不足の深刻化、非効率な農地利用、農山漁村の活力の低下といった厳しい状況に直面し、これまでの農政がこのような流れを変えることができなかった事実は重く受け止めなければならないとの反省が記述されています。

次に、近年の食料をめぐる国際情勢の変化にもかかわらず、わが国は「経済力さえあれば自由に食料が輸入できる」という考え方から脱しきれていない中、「国民に対する国家の最も基本的な責務として、食料の安定供給を将来にわたって確保しなければならない」ことが記述されています。その上で、わが国はこれまでの農政の反省に立ち、今こそ「食料・農業・農村政策を日本の国家戦略の一つとして位置付け」、大幅な政策の転換を図ら

(図1) 農業・農村を支えることで得られる「3つの安心」(例)



なければならぬと明記されました。

さらに、農業・農村による多面的機能の恩恵は、都市部の人々を含め、すべての国民が広く享受している一方、農業・農村をめぐる厳しい状況は、個々の農業者の努力のみでは克服し難く、固有の価値を有する農業・農村を将来の世代に継承する必要性を指摘しています。一方、その実現には、国民一人一人が国産農産物に込められた農業・農村の価値を適正に評価することが基本であり、こうした国民の理解と行動に支えられて、農業者、食品産業事業者は、質の高い食料を合理的な価格で供給する努力を続けることができます。新たな基本計画では、このような考え方を政策理念に位置付け、「国民全体で農業・農村を支える社会」の創造を目指すことが必要と宣言しています。

(2) 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針

第1の「食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針」では、食料・農業・農村の状況を踏まえ、施策の実効性を期す上でどのような課題があるのかといった点を明らかにするとともに、今後取り組むべき施策の基本的な方針が整理されています。

具体的には、農業所得の減少、後継者の不足、耕作放棄地の増大、農村の疲弊等、食料・農業・農村をめぐる状況や、地球環境問題、人々の価値観・ライフスタイルの多様化など国内外を取り巻く新たな潮流を分析し、各々の状況に応じた政策の対応方向が示されています。

このような政策的な対応方向を踏まえ、農政を大転換するに当たり、農業・農村を再生し、これをわが国全体の繁栄に結び付けるこ

とができるよう、戸別所得補償制度の導入、消費者ニーズに^{かな}適った生産体制への転換、6次産業化による活力ある農山漁村の再生、の3つの政策を基本に、各般の施策を一体的に推進する新たな政策体系を構築し、これを着実に実施することにより、供給熱量ベースでの食料自給率50%の達成を目指すこととしています。

(3) 食料自給率の目標

第2の「食料自給率の目標」では、世界人口の増加や地球温暖化等による水資源の不足や砂漠化の進行等により、農産物について需給両面での懸念が生じており、わが国にとって中長期的な食料の確保に不安を抱かざるを得ない状況をもたらしていることを述べた上で、今後の農政においては、特にひっ迫が予想される穀物を中心として、食料自給率を最大限向上させていく必要性が指摘されています。

こうした考えの下、平成32年度の総合食料自給率目標は、国際情勢、農業・農村の状況、課題克服のための関係者の最大限の努力を前提として、わが国の持てる資源をすべて投入したときにはじめて可能となる高い目標として、供給熱量ベースで50%、生産額ベースで70%まで引き上げると記述されました。

このため、生産面では、水田をはじめとした生産資源を最大限活用し、二毛作による小麦の作付けの飛躍的な拡大、作付けられていない水田や有効活用されていない畑地を活用した米粉用米・飼料用米、大豆等の作付けの

大幅拡大、技術開発とその普及を通じた単収・品質の向上、耕作放棄地の解消等を通じた農地の確保を推進していくこととしています。

また、消費面からは、人口減少社会・高齢化社会の一層の進展が見込まれる中で、消費者理解を得ながら潜在的需要の掘り起こしを進め、消費者や食品産業事業者に国産農産物が選択されるような環境の形成、具体的には、総人口の1割強に相当する1700万人の朝食欠食の改善や脂質の摂取抑制といった食生活の改善に加え、パン食、めん食に対する国産小麦・米粉の利用拡大など、技術開発の進捗等を踏まえ、欧風化した食生活に国産農産物を取り込んでいくこととしています。

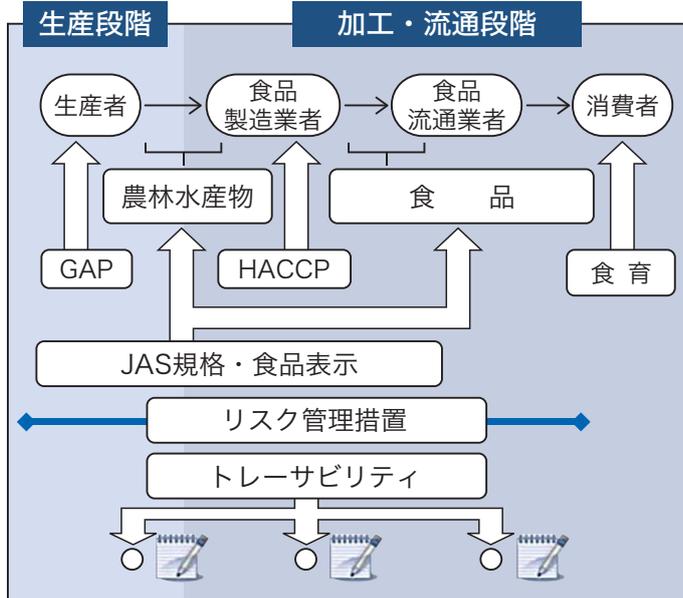
(4) 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

第3の「食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」は、次に示すような具体的に取り組む施策の方向が記述されています。

① 食料の安定供給の確保に関する施策

国民が安心を実感できる食生活の実現に向けた施策を確立するため、食の安全と消費者の信頼の確保について、「後始末より未然防止」の考え方を基本とし、生産から消費までの各段階におけるGAP、HACCP等の取り組みの拡大を通じた国産農林水産物・食品の安全性の向上、トレーサビリティについて米穀等以外の飲食料品に対する入出荷記録の作成・保存の義務付け等の検討、加工食品における原

(図2) 食の安全と消費者の信頼確保に向けた施策



料原産地表示の義務付けの着実な拡大、リスク管理機関を一元化した「食品安全庁」の検討などについて記述されています。

食品産業については、国内市場の構造変化等に対応していくため、「食品産業の将来方向（仮称）」を平成22年度に策定し、これを踏まえて、必要に応じて麦産業等個別分野ごとの対応方向を明確化することとしています。流通については、卸売市場の「コールドチェーンシステム」の確立等の機能強化を図るとともに、高齢化の進展等に対応し、民間事業者による配達サービスの展開、高齢者が飲食しやすい食品等消費者のニーズに合った新商品・メニューの開発等を進めることにより、新たな価値を創造し、国内市場の維持・回復を進めることとしています。

さらに、グローバル化の進展、食品の生産流通過程の複雑化等により、フードチェーンの各段階において、食料の安定供給をめぐるさまざまな不安要因が生じていることを踏ま

※GAP：

農業者自らが、農作業の点検項目を決定し、点検項目に従い農作業を行い、記録し、記録を点検・評価し、改善点を見出し、次回の作付けに活用するという一連の「農業生産工程の管理手法」のこと

※HACCP：

原料の入荷から製造・出荷までのすべての工程において、あらかじめ危害を予測し、その危害を防止するための重要管理点を特定して、そのポイントを継続的に監視・記録するシステム。

※トレーサビリティ：

食品がどこから来てどこへ行ったかわかるようにするもの

え、不測時のみならず、平素から食料の供給面、需要面、食料の物理的なアクセス面等を総合的に考慮し、関係府省との連携も考慮しつつ、総合的な食料安全保障を確立していくこととしています。

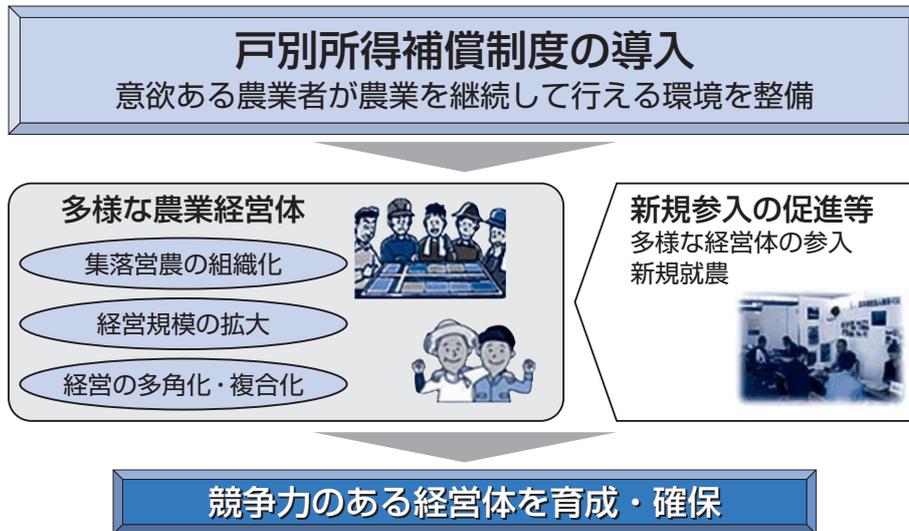
② 農業の持続的な発展に関する施策

今回の基本計画の大きな柱が「戸別所得補償制度」の導入です。

農業の産業としての持続性が失われる事態を回避して、食料自給率の向上と多面的機能の維持を図るためには、農業生産のコスト割れを防ぎ、兼業農家や小規模経営を含む意欲あるすべての農業者が将来にわたって農業を継続し、経営発展に取り組むことができる環境を整備する必要があります。このような考え方の下、戸別所得補償制度を導入するものです。畜産物については、22年度に実施するモデル事業の結果を踏まえ、検討を進めていくこととしています。

これと併せて、新規就農者を幅広く確保し

(図3) 戸別所得補償制度の導入



つつ、農業経営の多角化・複合化等の6次産業化による付加価値の向上分を経営に取り入れる取り組みを後押しすること等により、競争力ある経営体を育成・確保することとしています。また、適地適作を基本として、地域の実情を踏まえた政策体系を構築し、大規模効率化を目指す農業者も、規模が小さくても加工や販売に取り組むこと等により特色ある経営を展開する農業者も、各々の創意工夫を活かしながら営農の継続・発展を目指す施策を展開します。

こうした多様な努力・取り組みの結果、経営体が地域農業の担い手として継続的に発展を遂げた姿である効率的かつ安定的な農業経営が、より多く確保されることを目指すこととしています。

また、作物別に講じられてきた生産関係施策を再整理し、政策目的と政策手段の対応関係を明確化することとしています。

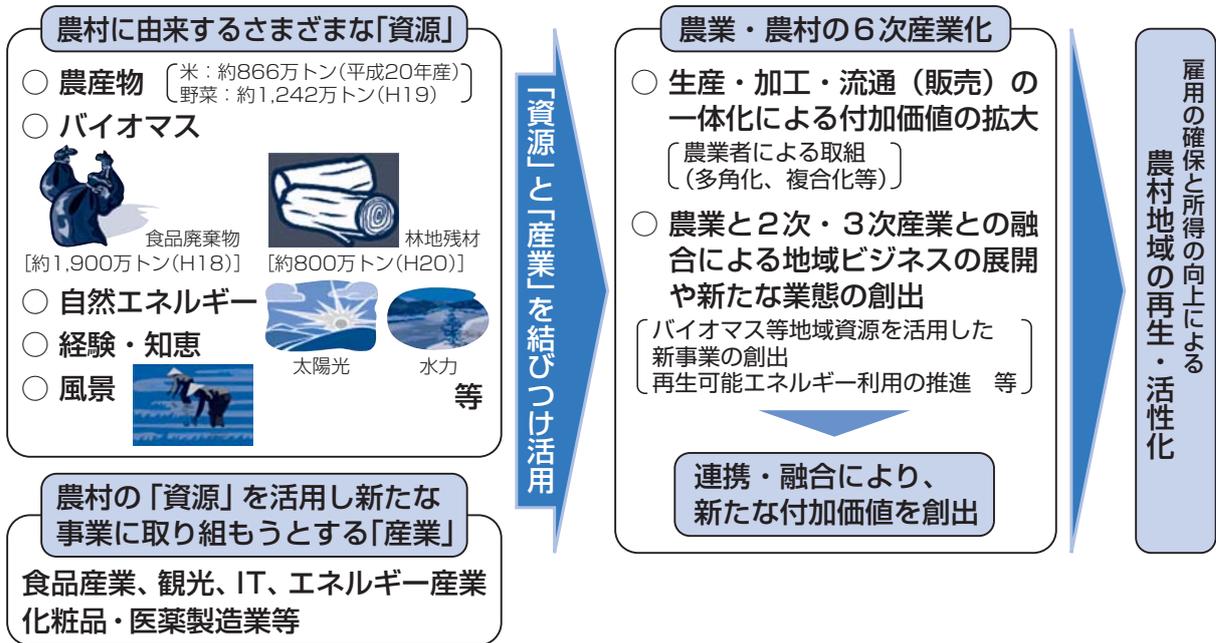
さらに、農地制度については、平成21年に改正された農地制度において、農地の権利を

有する者の責務の明確化、転用規制の厳格化等を措置したところであり、これを適切に運用するとともに、農業生産を目的とする土地利用とそれ以外の土地利用とを一体的かつ総合的に行うことができる計画を、地域住民の意見を踏まえつつ策定する制度の検討を進めることとしています。農業生産基盤整備については、より効果的・効率的に実施する観点から、施策体系や事業の仕組み等の抜本的な見直しを進め、新たな展開を図ることとしています。

③ 農村の振興に関する施策

農業者による生産・加工・販売の一体化や、農業と第2次・第3次産業の融合等により、農山漁村に由来する農林水産物、バイオマスや農山漁村の風景、そこに住む人の経験・知恵に至る「資源」と、食品産業、観光産業、IT産業等の「産業」とを結び付け、地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を促す「農業・農村の6次産業化」を推進することとしています。その際、再生可能エネルギー電源

(図4) 農業・農村の6次産業化のイメージ



利用の促進のための全量固定価格買取制度の創設等の環境整備も推進していくこととしています。これらの取組により、新たな付加価値を地域内で創出し、雇用と所得を確保するとともに、若者や子どもも農山漁村に定住できる地域社会を構築することとしています。

都市と農村の交流等については、新たな交流需要の創出や、都市部を含む人材の確保・育成を促進するとともに、農林漁業・農山漁村が有する教育、保健・休養等の多面的機能に着目し、都市と農山漁村、関係府省が連携して、農山漁村を教育、医療・介護の場として活用するための施策や、子どもを農山漁村に宿泊・滞在させて農林水産業等の体験を行わせる等の取り組みを推進することとしています。

都市農業の振興については、都市農地の保全や都市農業の振興に関連する制度の見直しを検討するとともに、市民農園や農産物直売所等の整備、都市住民のニーズを踏まえた市

民農園・体験農園等における農業体験や交流活動の促進等を推進することとしています。

また、中山間地域等直接支払制度を法律上の措置とすることを含めた今後の施策のあり方の検討や、農地・水・環境保全向上対策に関連して、環境保全機能の維持・向上に関する直接的な助成（例えば「環境支払」）のあり方も含め、今後の施策のあり方を検討することとしています。

さらに、農山漁村の再生・活性化に向けた地域の主体的な取組を促進し、その効果的な展開を期するため、関係府省の連携の下、農山漁村活性化ビジョンを策定することとしています。

④ 食料・農業・農村に横断的に関係する施策

本項目は、この基本計画ではじめて項立てされたもので、食料・農業・農村に横断的に関係する施策について記述しています。

まず、技術・環境施策等の総合的な推進とし

て、長期的視点、国際競争力の観点を踏まえた技術・環境政策の推進が重要となっていることを踏まえ、農林水産分野の変革を実現するための包括的な技術・環境戦略を平成22年中に策定することとしています。そうした取組のなかで、地球温暖化対策、環境型社会形成、生物多様性保全それぞれへの貢献を推進していくこととしています。また、知的財産の保護や積極的な活用に向けた様々な取り組みを推進することとしています。

また、「農」を支える多様な連携軸の構築を掲げています。農業が有する食料の安定供給機能や多面的機能は、都市住民を含む多くの国民の生命・財産と豊かな暮らしの維持に貢献しています。一方、こうした機能は様々な主体が農業・農村を支えることにより、はじめて発揮される関係にあることから、消費者、生産者、事業者が主体的に農業・農村を支える「絆」の形成と強化を図るため、こうした関係者が相互に協力し合い発展する結び付きの構築を促進することとしています。

⑤ 団体の再編整備等に関する施策

団体（農業協同組合、農業委員会系統組織、農業共済団体、土地改良区等）それぞれの本来の役割を適切に果たしていくとの観点から、その機能や役割が効率的・効果的に発揮できるよう、その効果的な再編整備を推進することとしています。

(5) 施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

関係者の適切な役割分担の下、官民一体と

なって施策を総合的に推進します。また、国民の声の把握、科学的・客観的な分析、政策評価の適切な活用等により、国民視点に立った政策決定プロセスを実現します。さらに、施策の選択と集中的実施等を通じ、財政措置を効率的かつ重点的に運用することとしています。

おわりに

新たな基本計画は、平成21年1月の諮問から平成22年3月の答申に至る1年2ヵ月にわたる期間に地方視察2回を含め、食料・農業・農村政策審議会企画部会において計20回にわたる十分な議論を経て策定されました。審議会における熱心な議論、国民の皆様からの様々な御意見・御提案等をいただき、こうしたたくさんの人々の声が、新たな基本計画という形に速やかにまとめられたことは大きな収穫であったと考えております。

しかしながら、重要なのは、本計画に掲げられた施策を着実に推進し、成果を出し、「食」と「地域」の再生を図っていくことです。

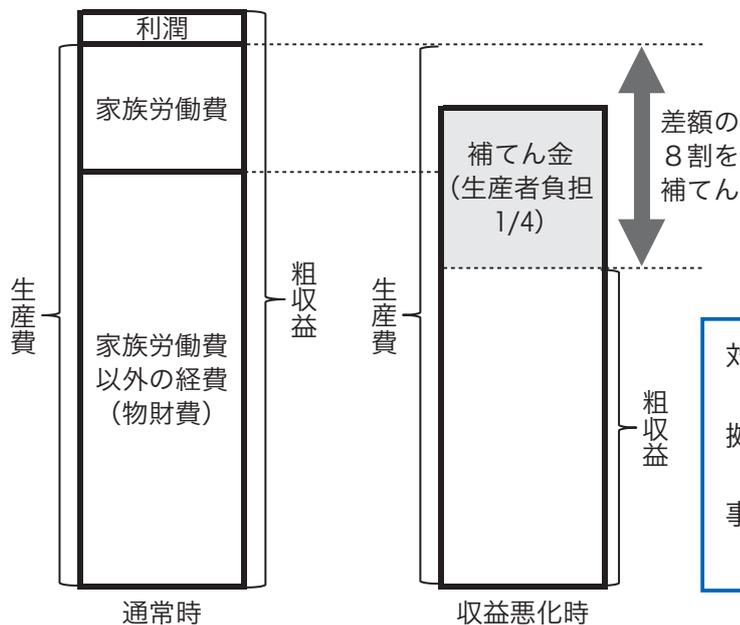
今後、この基本計画を、わが国の経済、環境、文化等を含めた国民の生活を豊かなものとするための指針として位置付けた上で、各般の施策を関係省庁の連携の下で総合的かつ計画的に推進し、実現を目指してまいります。皆様のご理解とご協力を是非よろしくお願いいたします。

(独)農畜産業振興機構からのお知らせ

新マルキン事業がスタートします！

— 肉用牛肥育経営安定特別対策事業 —

事業の仕組み



肥育牛1頭あたりの四半期平均粗収益(全国平均)が四半期平均生産費(全国平均)を下回った場合に、その差額の最大8割を品種区分別に補てんします。

対象品種：肉専用種、交雑種、乳用種の3区分で加入ください。
 拠出割合：生産者と国(農畜産業振興機構)が1:3の割合で積立金を拠出します。
 事業期間：平成22年度～24年度(3年間)となります。

新マルキン事業の概要

事業加入の要件が緩和されました。

肉用牛を肥育する生産者であれば、事業への参加が可能です。※

※一部の生産者は除きます。

全国一律の仕組みとなりました。

22年度から、積立金単価、補てん金単価の算定方法を全国一本化しました。

補てん金交付がない場合積立金は戻ります。

事業終了後、積立金に残余がある場合、拠出割合に応じて生産者に返還されます。



事業に関する質問等—

独立行政法人農畜産業振興機構
 畜産振興部畜産振興第三課 (TEL 03-3583-4874)

お知らせ

農林水産省による口蹄疫発生に伴う関連対策

宮崎県における口蹄疫の発生に伴い、畜産農家の経営的打撃や子豚の滞留等の問題が生じることから、農林水産省では経営維持等のための対策を講じると発表しました。その概要は以下の通りです。

■ 当面の資金対策

- (1) 家畜疾病経営維持資金の融資枠の拡大
家畜疾病経営維持資金の貸付対象者を搬出制限区域内の農家に拡大するとともに、融資枠を拡大する（20億円→100億円）。
- (2) 家畜防疫互助基金の実施
殺処分後の新たな家畜の導入による経営の再開を支援するための生産者による互助制度を実施する（2分の1補助）。

■ 移動・搬出制限の影響を受ける畜産経営対策等

- (1) 経営安定対策の要件緩和・特例措置
 - (ア) 肉用子牛生産者補給金制度における飼養開始月齢の要件を緩和する（2ヵ月齢未満→4ヵ月齢未満）。
 - (イ) 肉用牛肥育経営安定特別対策事業（新マルキン）の登録月齢の要件を緩和する（14ヵ月齢未満→16ヵ月齢未満）。
 - (ウ) 新マルキンの生産者拋出金を免除する。
上記(ア)(イ)の肉用子牛生産者補給金制度と新マルキンにおける飼養開始月齢や登録月齢の要件などについて、対象区域を移動・搬出制限区域内から、宮崎県および隣接県（鹿児島、熊本、大分）にまで拡大すると

ともに、搬出制限区域内の養豚経営安定対策事業の生産者積立金を免除し、また、出荷できない肉用子牛を、農協等が離農跡地を利用して肥育することに対する補助などの措置を新たに講ずることになりました。

- (2) 滞留する家畜等への対応策の措置
 - (ア) 滞留する子豚の淘汰および焼却・埋却への助成（9,500円/頭）。
 - (イ) 出荷適期を超えた肉豚（枝肉85kg以上）への助成（11,000円/頭）。
 - (ウ) 畜産高度化支援リース（3分の1補助付リース）の対象として、出荷できない家畜を飼育するための簡易畜舎・カーフハッチを追加。
 - (エ) 輸出困難となり全国のと畜場に滞留する原皮の処理への助成（豚原皮の国内利用促進100円/枚等）。

■ 家畜共済の対応

家畜の出荷ができず、家畜共済掛金の工面に支障をきたす者も現われることが懸念され、更新時期を迎えている家畜共済が失効する等のおそれがあるため、家畜共済掛金の納入を猶予する特例措置等を講ずるよう、県を通じ、農業共済組合等に対し指導しています。

農場への口蹄疫の侵入を防ぐために

～消毒薬の作り方と使い方～

口蹄疫の発生を防ぐためには、各農場の飼養管理・衛生管理を徹底して、ウイルスの侵入を防ぐことが大切です。常日頃から農場を訪問する車両、持ち込む器具等は必ず消毒し、関係者以外の農場への立ち入りは控えましょう。また、飼養する家畜の健康観察を毎日丁寧にいき、おかしいなと思ったらすぐに獣医師または最寄りの家畜保健衛生所に連絡してください。

I 消毒時の留意点

1 次の場所で消毒を行ってください。

- (1) 農場入口（農場に入る前にすべての車両や器具等の消毒）
- (2) 農場内の外部車両が停車する場所
- (3) 畜舎出入口の踏み込み槽（汚れたら直ちに交換してください）
- (4) 畜舎周囲・農場外縁部

2 消毒時には次のことに注意してください。

- (1) 消毒する前に泥やふん便などを落としてください。
- (2) 種類の違う消毒薬を混ぜて使わないでください（効果が低下することがあります）。
- (3) 消毒薬が汚れた場合には直ちに交換してください。また、汚れていなくても定期的に交換・散布してください。

II 消毒薬の種類

1 4%炭酸ナトリウム液（別名：4%炭酸ソーダ液）

- (1) 使用場所
 - 農場入口

- 畜舎出入口の踏み込み槽

(2) 作り方

炭酸ナトリウムの量 (Na ₂ CO ₃)	水の量	容器の参考例
80 g	2 ℓ	2 ℓのペットボトル
100 g	2.5 ℓ	
200 g	5 ℓ	
400 g	10 ℓ	
720 g	18 ℓ	一斗缶（普通の石油缶）
1 kg	25 ℓ	
7.2kg	180 ℓ	ドラム缶

(3) 取扱上の注意

ホルマリンとは混ぜないでください。

2 消石灰

(1) 使用場所

- 農場内の外部車両が停車する場所
- 畜舎周囲・農場外縁部

(2) 使用方法

- 0.5～1 kg/m²を目安にホウキ等で均一に広げる（20～40m²当たり消石灰1袋20kg）
- 地面の表面がムラなく白くなる程度

(3) 取扱上の注意

散布時は、直接、皮膚・口・呼吸器等に付着しないよう、マスク、メガネ（ゴーグル）、ゴム手袋等を着用してください。

3 その他の市販消毒薬（ヨウ素系・塩素系・アルデヒド系）

(1) 使用場所

- 農場入口
- 畜舎出入口の踏み込み槽
- 畜舎周囲・農場外縁部

(2) 使用方法と取扱上の注意

製品に記載または添付されている説明書をよく読んでお使いください。

あいであ & アイデア

粘着シートを利用したボックストラップによるアブの捕虫効果

寺田 裕

放牧でのアブ対策は、その吸血加害や牛白血病などの疾病媒介の観点から重要な課題です。アブ対策には大きく分けて薬剤による方法とトラップを利用してアブを捕獲する方法があります。アブトラップには炭酸ガスを使うものなど種々の型式がありますが、構造がシンプルで自作可能なボックストラップ（東北農業研究センター白石により開発）が使いやすく、効果があります。一方、本トラップでは侵入したアブがトラップ内で死亡しないまま逃げ出すことがあるため、今回脱出を防止する改良を加え、その効果を従来型のトラップと比較し、良好な結果が得られたので紹介します。

構造と使い方

ボックストラップの製作や設置については本誌186号（2005.5）を参考にしてください。今回、捕虫室に入ったアブが逃げ出さないように捕虫室内にハエ取り用粘着シート（「ピタット」ヤシマ産業株式会社）を装着したトラップを作製しました（写真1）。シートは交換しやすいように薄いベニヤ板に張り付け、ベニヤ板ごとワンタッチで交換可能なようにマジックテープでトラップ内に固定しました（写真2、3）。



（写真1）粘着シート付きボックストラップ



（写真2）ベニヤ板に粘着シートを固定し、ワンタッチで交換可能



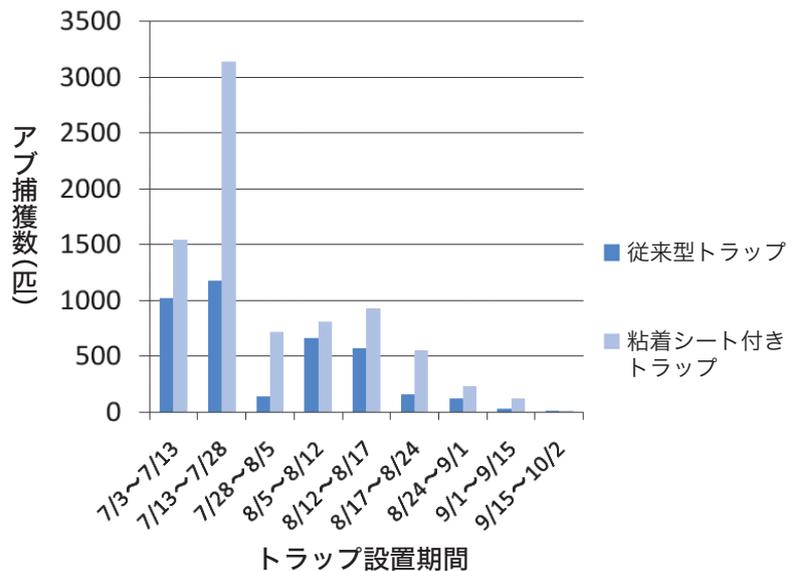
（写真3）ベニヤ板の裏にはマジックテープをつけて、トラップ内に固定

捕虫効果の比較

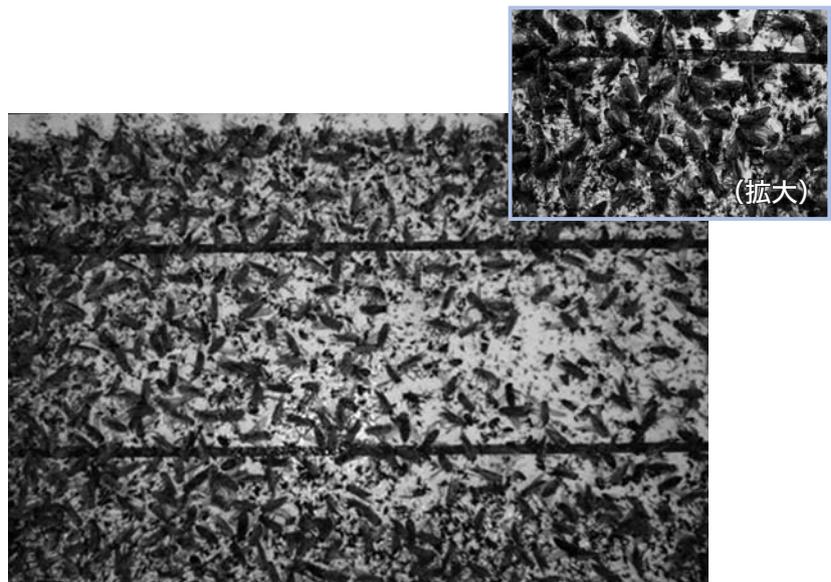
粘着シートのない従来型トラップと粘着シートを取り付けたトラップを7～9月の3ヵ月間放牧地内に設置、およそ1～2週間隔で3ヵ所の設置場所を順次移動させ、移動日ごとにその期間に捕獲されたアブを計数しました（写真4）。その結果、全期間を通しての総捕獲数は、粘着シート付きトラップでは8054匹、従来型トラップでは3889匹と約2倍の差がありました。

また、設置期間ごとにアブ捕獲数をみた場合、すべての期間において粘着シート付きトラップでは従来型トラップを上回り統計学的にも有意差が認められました（図1）。粘着シートはトラップの両捕虫室にそれぞれ1枚ずつ取り付けますが、交換の目安は7月から8月のアブの最盛期で7～10日に1度程度、また、シート1枚当たりの単価は約500円です。なお、本トラップは本誌186号にも書かれているように設置場所選びがアブ捕獲数に大きく影響します。見通しのよい、牛のよく集まる場所に置くことをお勧めします。

（筆者：（独）農研機構 動物衛生研究所東北支所上席研究員）



（図1）2種類のトラップによるアブ捕獲数の比較



（写真4）粘着シートに捕獲されたアブ